

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウェブサイト掲示について

2024年診療報酬改正に伴い、オンライン資格確認等システムが導入されことを踏まえ、アイルケア訪問看護ステーションでは「訪問看護医療 DX 情報活用加算」として所定額を加算させていただきます。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 月1回に限り 50円

★施設基準

- ① 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成4年厚生省令第5号)第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- ② 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制及び居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、看護師等が利用者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有していること。
- ③ 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
- ④ 3 の掲示事項について原則としてウェブサイトに掲載していること。

★資格情報の提供について

資格情報の提供は、利用者様及び代理人の同意に基づいて行われます。
同意なしにオンライン資格確認を行うことはありません。

(株)Sorriso
アイルケア訪問看護ステーション
代表取締役 永井 笑子